

業務用厨房小売契約

令和元年10月1日実施
大和ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 需給契約の補償料	4
10. 設置確認	5
11. 名義の変更	5
12. 契約の変更または解約	5
13. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料	6
14. その他	6

付 則

1. この選択約款の実施期日	6
2. この選択約款の掲示	6

(別 表)

1. 厨房機器として適用対象とするもの	7
2. 早収料金の算定方法	7
3. 料 金 表	8

1. 目的

この選択約款は、業務用需要における厨房機器の普及を通じ、当社の供給設備の効率的な使用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の業務用厨房小売契約によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用機器をいいます。
- (2) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます。
(小数点以下切り捨て)
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める年間使用予定量をいいます。
- (4) 「夏期」とは、4月検針分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで)から11月検針分(10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで)までの8か月の期間をいい、「冬期」とは、12月検針分(11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで)から3月検針分(2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで)までの4か月の期間をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課さ

れる地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(6) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。

(7) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 業務用厨房機器を接続したガスメーターを設置すること。
- (2) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (3) 別表に定める厨房機器のうち第1群から第4群までの全ての機器群について、それぞれ1台以上のガス機器を設置し使用すること。
- (4) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の契約書を用いて、当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し厨房機器の使用設備を提示するものとし、当社はその内容にもとづき、同一業種における厨房機器の使用状況、お客さまの過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約量を定めるものといたします。

① 契約最大使用量

② 契約年間使用量

- (3) 契約最大使用量は原則としてガスメーターの能力と同一といたします。ただし、お客さまが希望される場合には、お客さまとの協議によって契約最大使用量を定めるものといたします。

- (4) 契約期間は、次の期間といたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

②ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

③契約期間満了に先だって解約または契約内容の変更の申込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (5) 当社は、この選択約款及び他の選択約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、そ

の申込みを承諾できないことがあります。ただし、解約または一般契約への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(6) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申込みされた場合には、その申込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(7) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日がガス小売供給約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は別表 2 の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合や契約違反により、この契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は (2) にもとづく 1 か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表にもとづいて算定いたします。

(4) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(1 円未満端数切捨て)

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 2 (4) のとおりといたします。

(算式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

68,960円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の2（4）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9783 \\ & \quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0232 \end{aligned}$$

(備考)

・ トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社ホームページに掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、契約最大使用量倍率未達補償料とし、当社は、当該補償料を原則として、未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

尚、補償料に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

補償料に含まれる消費税等相当額＝補償料×消費税率÷（1＋消費税率）

（1円未満端数切り捨て）

契約最大使用量倍率未達補償料

お客様の年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍（小数点以下切り捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量倍率未達補償料をお支払いいたします。

$$\text{契約最大使用量倍率未達補償料} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{契約最大使用量の} \\ \text{600倍に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{当該契約年度における実績月間} \\ \text{使用量及び各月の単位料金にも} \\ \text{とついで算定したガス小売供給} \\ \text{約款に定める料金相当額の合計} \\ \text{額の103パーセントに相当する} \\ \text{額を実績年間使用量で除し、小数} \\ \text{点第3位以下を四捨五入した額} \end{array} \right)$$

10. 設置確認

- (1) 当社は厨房機器の設置の有無等、4の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申込みを承認しない、またはただちにこの選択約款にもとづく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。
- (2) 厨房機器を取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。
なお、適用条件を満たさなくなった場合には、この選択約款にもとづく契約を解約したものといたします。

11. 名義の変更

お客様または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客様または当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 契約の変更または解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の需給契約の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には

契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものといたします。

13. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

契約期間中において生じた契約の解約が、12（1）の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、又は12（2）の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約補償料を申し受けます。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right]$$

14. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後のガス業務用厨房小売契約の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の揭示

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、この小売約款の実施前のガス業務用厨房小売契約に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 厨房機器として適用対象とするもの

第1群	コンロ・レンジ類	コンロ、台付コンロ、中華レンジ、スープレンジなど
第2群	炊飯器・ゆで麺器類、フライヤー類	炊飯器、ゆで麺器、そば釜、フライヤーなど
第3群	湯沸器類、ボイラー類	小型・中型・大型湯沸器、貯湯式湯沸器、蒸気ボイラー、温水ボイラーなど
第4群	オーブン類、焼物器類、その他加熱調理機器類、食器洗浄機類	オーブン、スチームコンベクションオーブン、ベーカリーオーブン、焼物器、餃子焼器、湯煎器、ホットプレート、グリドル、サラマnder、回転釜、ティルティングパン、ブレイジングパン、スープケトル、食器消毒保管庫、消毒槽、洗浄機など

(別 表)

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	33,000.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	-------------------------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,100.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	------------------------------

(2) 基準単位料金単価

夏 期	1立方メートルにつき	96.44円 (消費税等相当額を含みます。)
冬 期	1立方メートルにつき	106.92円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。